

●香川県広域水道企業団告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定した。

令和6年4月1日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

収 納 事 務	名 称	所 在 地	指定をした日
水道の使用に係る料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等（以下「料金等」という。）のコンビニエンスストアによる収納事務	株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	令和6年3月25日
au PAY請求書支払い、PayPay請求書払い、楽天銀行コンビニ支払サービス、LINE Pay請求書支払い、PayB、d払い請求書払い及び楽天ペイ請求書払いを利用した料金等の収納事務	株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	令和6年3月25日